

平成24年（ワ）第213号損害賠償請求事件

原告 早川篤夫 外38名

被告 東京電力株式会社

## 意見陳述書

(損害論)

2013年10月2日

福島地方裁判所いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 市野綾子

### 1 はじめに

東京電力福島第1原子力発電所の事故（以下、「本件事故」という。）から2年半以上が経ちました。しかし、未だにふるさとを追われ避難生活を余儀なくされている人々の生活再建のめどは立っていません。避難生活が長期化するにつれ、避難者の困難や苦悩は深刻化しています。私は昨年7月、南相馬市小高区において、路上の立札に「帰りたい 帰りたくない どうする」と書かれた光景を見ましたが、そうした住民の苦悩が延々と続いています。

そんな中での昨年12月3日、原告たちは、避難者による集団訴訟としては全国で初めて、本件原発事故による被害の完全賠償を求め、福島第1原子力発電所に一番近い裁判所である、ここいわき支部で、本件提訴に及びました。

### 2 「帰りたい 帰りたくない どうする」 ～ふるさとの喪失

本件の原告たちは、いわゆる避難指示区域からの避難者たちです。

年間の空間線量が 50m Sv以上の帰還困難区域については、残念ながら住民の帰還の見込みは厳しいといわざるをえません。年間の空間線量が 20m Sv以上 50m Sv以下の居住制限区域についても、帰還のめどは立っていません。

年間の区間線量が 20mSv 以下の避難指示解除準備区域については、政府は、除染の状況などを踏まえて順次、避難指示を解除していくとされていますが、避難場所での生活が既成事実化し、さらには放射能汚染の不安が払しょくできない中で、果たしてどれだけの住民が帰還できるでしょうか。

ふるさとに戻れないなら、新たな場所で生活を再建するほかありません。しかし、新たな場所での生活は、従前のふるさとでの生活そのものとはなりえません。子どもたちは学校を転校し、親たちは住まいを探し、新たに仕事を探さねばなりません。ふるさとで生まれ育ってきた高齢者にとっては、住み慣れたふるさとでの暮らしを捨てて、新たな場所で生活を再建することがいかに至難の業であるかは容易に想像できると思います。

本件原発事故が起きる前までは、原告たちは、それぞれのふるさとで、近隣や友人、学校の先生、勤務先の同僚、町内会など、地域の住民同士の信頼関係を築いてきました。そして、さまざまな自然の恵みを享受しつつ、それぞれの地域ならではの文化や習慣をはぐくみ、地域独自のコミュニティをつくり、享受してきました。

こうした福島県浜通り地方のような田舎のコミュニティは、都会のコミュニティとは性質を異にします。より住民どうしのつながりや連帯感が強く、原告たちの暮らしの大きなよりどころとなり、原告たちがそこで人格を形成し、発展させていくのに欠かせないものでした。

しかし、本件原発事故が起きた今となつては、ふるさとのコミュニティは、傷つき、破壊されてしまいました。ふるさとに戻れない以上、そこでのコミュニティは二度と元に戻らないのです。

たとえふるさとに戻ったとしても、そこは従前のふるさととは大きく異なっています。人口の減少や産業の衰退、山林の荒廃などにより、従前のコミュニティとは様相を異にしているであろうことは容易に想像できると思います。

放射能汚染の不安をはじめとして、こうしたふるさが抱える深刻な難問を突き付けられ、避難者は「帰りたい 帰りたくない どうする」と苦悶しているのです。「いっそのこと、戻ってはいけなと決めてほしい。」そんな言葉を聞くのも決して珍しくありません。

本件原発事故さえなければ、こうした悲劇は起こらなかったのです。

### 3 混乱の中での避難と避難生活の苦悩

本件原発事故が発生し、原告たちは、正確な情報も与えられないままに、「原発が爆発した！」「とにかくすぐ逃げろ！」といった恐怖の中で、言葉通り着の身着のまま、とにかく原発から離れることを最優先して逃げました。

中には福島県外へ逃げた原告もいます。そんな原告たちは、行く先々で、放射能の被ばく検査を求められました。本件事故当時、雪が降っている地域もありましたから、夜、雪の降る中、被ばく検査を受けて、着ていた衣類を洗濯のために脱いで、放射性物質を落とさなければならなかった人もいます。

また、放射性物質の飛散状況の正確な情報が伝えられず、放射線量の高い地域に避難してしまった人もいます。子どもを抱える親たちの中には、子どものために適切な避難の経路をたどることができなかった自

分を責めている人が大勢います。

避難者は、生活を根こそぎ奪われ、血縁者と離散し、先行きの見えない将来への不安を抱えながら狭い避難先で生活しています。

ときには「避難民帰れ」などと、心無い誹謗中傷すら受けることも珍しくありません。

そんな状況ですから、原告たちをはじめとした避難者たちは、避難先住居に閉じ籠ってしまったり、子どものいじめを心配して避難者であることを隠している親もいます。県外では、自家用車のナンバーが福島ナンバーであるために、買い物先で駐車するにも、できるだけ目立たない、店舗の入り口から最も離れた場所に停めている人もいます。

長引く避難生活でうつ病になった人や日常生活の動作ができなくなってしまった高齢者は珍しくありません。病人や高齢者の中には、本件原発事故で避難先を転々とさせられ、その過程で亡くなってしまった人が大勢います。遺族の中には、本来なら立派なお葬式をしてあげたいのに、避難生活の混乱と経済的にひっ迫していたために、それができなかった人もいます。

こうした被害はすべて、本件原発事故さえなければ起きなかったのです。それにもかかわらず、原告たちは、生活を再建するに足る賠償すらなされていません。そのために、生活再建のめどを立てられず、苦難の避難生活を余儀なくされているのです。

#### 4 全人格的被害の根拠は憲法13条に求められること

本件原発事故により原告たちが被った被害は、ふるさとの喪失に象徴されるように、全人格的な被害です。

憲法13条は、「全て国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、

立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定しています。

原告たちは、この裁判で、この憲法13条をよりどころに、ふるさとの喪失をはじめとした全人格的な被害を回復するにふさわしい完全な賠償を求めます。私たちは、全人格的被害という本件原発事故の重大・深刻かつ広汎、継続的な未曾有の被害を目の当たりにして、原告たちの全人格的な生存を再出発するために必要にして十分な賠償を完全な賠償として求めるものです。

## 5 おわりに

本件原発事故は、重大・深刻かつ広汎で継続的な未曾有の被害をもたらしました。それは、未だに多くの避難者が避難先での仮住まいで耐え忍んでいることに見られるように、現在も進行しています。

福島第1原子力発電所の事故現場にもっとも近い裁判所であるいわき支部の判決をなくしては、史上最大最悪の公害である本件原発事故が法的に解決することはありえません。私たちは、このいわき支部において、本件原発事故の未曾有の被害の実相を明らかにしていきます。裁判所においては、これから私たちが明らかにしていく本件原発事故の被害の実相としっかりと向き合い、被害の完全な賠償にふさわしい勇気ある判決を下されることを強く求めるものです。

以 上